

昭和四十七年政令第百八十六号

沖縄振興開発金融公庫法施行令

内閣は、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第五条第一項、第十九条第二項第三号、第四号、第六号及び第七号、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十二条第二項第三号、第二十五条第三項、第二十七条第六項、第二十九条第二項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、附則第四条第一項及び第三项、附則第五条並びに附則第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

第一章 業

第二章 公庫債券等（第七条—第八条）

附則 第三章 雜則（第九條—第十一条）

第一章 業務

(法第十九条第一項第一号イの政令で定める事業)

第一条 沖縄振興開発金融公庫法（以下「法」という。）第十九条第一項第一号イに規定する政

令で定める事業は、相当の住宅部分を有する建

（教育を受ける者等の要件）
建築物を建設する事業とする。

第一条の二 法第十九条第一項第二号に規定する
政令で定める要件は、次の各号の、いずれか該

政令で定める要件は、次のようないわゆる「書類」に該当することとする。

一 収入金額を基礎として主務大臣が定めると
二 ころによる算定した所得の金額が七百九十万

円以下であること。

二 前号に規定する所得の金額が七百九十万円を超えて九百九十万円以下であり、かつ、勤続

年数、財産の状況その他の状況が一般の金融機関、教育資金の貸付などを受けることによる

機関から教育資金の貸付けを受けることが困難であると認められる場合として主務大臣が

(住宅金融業務に係る貸付対象者及び貸付資金定める場合に該当する)こと。

第一条の三 法第十九条第一項第三号ニに規定する政令で定める者は、第三号から第九号までに

掲げる者とし、同項第三号に規定する政令で定める吏余ニ至るまでの必要な長期賃金は、次の

各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める
める便途は充てたがめ必要な長期資金は次の

資金とする。

者 住宅の建設（新たに建設された住宅で、

まだ人の居住の用に供したことのないもの

(以下この項において「新築住宅」という。)の購入を含む。(以下同じ。)又は新築住宅以外の住宅(以下「既存住宅」という。)の購入に必要な資金(住宅の建設又は既存住宅の購入に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合には、当該資金に併せて貸し付ける場合における当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。)

二 法第十九条第一項第三号ハに掲げる者住宅(子どもを育成する家庭若しくは高齢者の家庭(単身の世帯を含む。次号において同じ。)に適した良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅又は賃貸の用に供する住宅部分が大部分を占める建築物を含む。以下この号において同じ。)の建設に必要な資金(住宅の建設に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合には、当該資金に併せて貸し付ける場合における当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。)

三 沖縄(沖縄県の区域をいう。以下同じ。)において住宅の改良(子どもを育成する家庭又は高齢者の家庭に適した良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅とすることを主たる目的とする人の居住の用その他その本来の用途に供したことのある建築物の改良を含む。)を行う者 その改良に必要な資金

四 災害により、人の居住の用に供する家屋(主として人の居住の用に供する家屋を含む。)が滅失し、又は損傷した場合において、沖縄において当該滅失し若しくは損傷した家屋に代わるべき家屋又は当該損傷した家屋(以下「災害復興住宅」という。)の建設、購入又は補修を行う者 当該災害復興住宅の建設、購入若しくは補修又は当該災害復興住宅の補修に付随する当該災害復興住宅の移転、

当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随する堆積土砂の排除その他の宅地の整備(以下この条において「整地」という。)若しくは当該災害復興住宅の建設若しくは購入に付随する土地若しくは借地権の取得に必要な資金

の移転、購入若しくは建設又は当該地すべり等関連住宅の移転、購入若しくは建設に付随する土地若しくは借地権の取得に必要な資金イ 住宅家屋について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十条第一項又は第三項の規定による移転又は除却の勧告又は命令を受けた場合ロ 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二十四条第一項に規定する関連事業計画に住宅家屋の移転又は除却に関する事が記載されている場合ハ 住宅家屋について密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第十三条第一項の規定による除却の勧告を受けた場合ニ 住宅家屋について土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第二十六条第一項の規定による移転又は除却の勧告を受けた場合ホ イからニまでに掲げる場合のほか、次に掲げる場合であつて主務省令で定めるとき。(1) 住宅家屋が保安上危険であり、又は衛生上有害である場合(2) 住宅家屋が災害により滅失し、又は損傷するおそれがある場合六 住宅家屋の用に供する土地について、次のイからハまでに掲げる法律の規定による勧告又は命令に基づき、沖縄において当該勧告又は命令に係る擁壁又は排水施設の設置又は改造その他の工事（以下「宅地防災工事」という。）を行う者当該宅地防災工事に必要な資金イ 建築基準法第十条第一項又は第三項ロ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第二百九十一号）第二十二条第二項、第二十三条第一項若しくは第二項、第二四十二条第二項、第四十二条第一項若しくは第二項、第四十六条第二項又は第四十七条第一項若しくは第二項ハ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第九条第三項又は第十条第一項若しくは第二項二項

建築物又は同条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物若しくはこれに準ずる耐火性能を有する構造の建築物として主務省令で定めるものをいう。)のうち、住宅市街地における土地の合理的かつ健全な利用に寄与するものとして主務省令で定めるもので、相当の住宅部分を有するもの(以下「合理的的土地利用耐火建築物等」という。)を建設する者又は新たに建設された当該合理的的土地利用耐火建築物等のうちまだ人の居住の用その他のその本来の用途に供したことのないものを購入する者。その建設又は購入に必要な資金(当該合理的土地利用耐火建築物等を建設し、又は購入する者が当該合理的土地利用耐火建築物等の建設又は購入に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合には、当該資金に併せて貸し付ける場合における当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。)

住宅 災害復興住宅、地すべり等関連住宅
又は合理的な土地利用耐火建築物等の設計、工事及び維持補修、災害復興住宅の建設又は補修に付随する整地並びに宅地防災工事に関する指導
一 住宅の建設に必要な土地又は借地権の取得に関するあつせん
一 前二号の業務に関連して行う土地の取得及び譲渡並びに住宅の建設及び譲渡
一 貸付金の回収に関連して取得した動産、不動産又は所有権以外の財産権の管理（建設中若しくは改良中の住宅、災害復興住宅、地すべり等関連住宅若しくは合理的な土地利用耐火建築物等又は宅地防災工事中の土地についてこれらの中滑な処分を図るために必要やむを得ない範囲内で行う建設工事若しくは改良工事又は宅地防災工事を含む。）及び処分
農林漁業金融業務に係る貸付対象者及び貸付資金の範囲
第一条 法第十九条第一項第四号に規定する政令定める者は、第二号から第二十号までに掲げる者とし、同項第四号に規定する政令で定める長期資金は、次の各号に掲げる者の区分に応じて該各号に掲げる資金とする。
沖縄において農業（畜産業及び養蚕業を含む。）、林業若しくは漁業（以下「農林漁業」という。）を営む者はこれらの者の組織である法人（以下この号及び次号において「農林漁業者」という。）農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、次に掲げるもの（資本市場からの調達が困難なものに限る。）
イ 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金
口 農業経営の改善のためにする農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。ハにおいて同じ。）の取得（その取得に当たつて、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、水路、ため池その他の施設として利用する必要がある土地を併せて取得する場合におけるその土地の取得を含む。）に必要な資金
ハ 農地又は採草放牧地についての賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の取得に必要な資金で主務大臣の指定するもの

本 果樹以外の永年性植物で主務大臣の指定するものの植栽又は育成に必要な資金へ家畜の購入又は育成に必要な資金ト農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に伴い必要な資金で主務大臣の指定するものチ農業経営の安定に必要な資金で主務大臣の指定するものリ造林に必要な資金ヌ森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金フル森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金ヲ森林業経営の維持に必要な資金で主務大臣の指定するものワ林業経営の改善のためにする森林（森林とする土地を含む。）の取得又は森林の保育その他の育林に必要な資金で主務大臣の指定するもの力漁港施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金ヨ漁船の改造、建造、又は取得に必要な資金タ漁業経営の安定に必要な資金で主務大臣の指定するものレ漁業経営の改善のためにする漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置に伴い必要な資金であつて主務大臣の指定するものソ漁船の隻数の縮減、漁業の休業その他の漁業の整備に伴い必要な資金で主務大臣の指定するものツ農林漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金ネいからツまでに掲げるもののほか、農林漁業の持続的かつ健全な発展に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金その他の資金で主務大臣の指定するもの二農林漁業者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつてゐるか又は基本財産の額の過半を拠出している法人（農林漁業者に該当するものを除く。）で農林漁業の振興を目的とするもの（前号に掲げる資金（資本市場からの調達が困難なものに限る。）本市場からの認定を受けた者、畜産業の持続

的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、同法第十条第一項に規定する認定処理高度化施設整備計画に従つて同法第七条第二項第二号に規定する処理高度化施設の整備を実施するために必要なもの（資本市場からの調達が困難なものに限る。）
四 沖縄において林業を営む者であつて、林業經營基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者林業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該認定に係る同条第二項第三号の措置（同法第五条第四項の農林水産省令で定める要件に該当するものに限る。）を実施するため必要なもの（資本市場からの調達が困難なものに限る。）
五 沖縄において、農畜水産物の卸売市場（当該卸売市場の区域内に又はこれに隣接して設置され、主として当該卸売市場の取扱品目以外の農畜水産物の販売の業務の用に供される集団的な売場で、当該卸売市場の一部であると認める）ことを相当とするもの（以下この号において「付設集團売場」という。）を含む。）を開設する者（地方公共団体を除く。）、農畜水産物の卸売市場において卸売業者を行う者（以下この号において「卸売業者」という。）若しくは仲卸しの業務（農畜水産物の卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において、当該卸売市場の卸売業者から卸売を受けた農畜水産物を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。）を行う者（以下この号において「仲卸業者」という。）又はこれらの者が主たる構成員若しくは出資者となつて法人で当該卸売若しくは仲卸しの業務の改善を図るために当該構成員若しくは出資者のたる卸売業者若しくは仲卸業者の業務の一部に相当する業務を行うもの食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金を必要なもの（中小企業者（法第十九条第二項第三号に規定する中小企業者をい。以下同じ。）に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。）

六 沖縄において食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下この号において「食品等流通法」という。）第六条第二項に規定する認定計画に従つて食品等流通合理化事業（食品等流通法第四条第二項第一号に規定する食品等流通合理化事業をいう。以下この号において同じ。）を実施する食品等流通法第六条第一項に規定する認定事業者であつて、次の又は口に掲げる者に該当するもの（食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該認定計画に従つて食品等流通合理化事業を実施するために必要なものとして主務大臣の指定するもの（次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定めるものに限る。）

イ 中小企業者 その償還期限が十年を超える資金

ロ 食品等流通法第七条第一項第二号に掲げる者 その者が資本市場から調達することが困難な資金

同じ。)を営む者又は当該者を直接若しくは間接の構成員とする特定事業協同組合等(同項に規定する特定事業協同組合等をいう。同号において同じ。)で特定農産加工法第三条第一項又は第二項の承認を受けたもの(同項の承認に係る合併により設立した法人又は当該承認に係る出資に基づいて設立された法人を含む。)食料の安定供給の確保又は農業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該承認に係る計画に従つて同項に規定する経営改善措置又は同条第二項に規定する事業提携を行うのに必要なもののうち、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用(これらのために施設を開発し、造成し、若しくは取得し、若しくは特別に費用を支出して行うもの又はこれらの利用に関する権利を取得するものに限る。同号において同じ。)に必要なもの又は事業の転換、事業の合理化若しくは当該事業提携を行うのに必要な製造若しくは加工のための施設の改良、造成若しくは取得に必要なもの(中小企業者に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。)

いて同法第六条第一項又は第八条第一項の認定を受けたもの（その行う事業が農林畜水産物の取引の安定に資すると認められる者に限る。）食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、同法第七条第二項に規定する認定高度化計画又は同法第九条第二項に規定する認定高度化基盤整備計画に従つて同法第二条第二項に規定する製造過程の管理の高度化又は同条第三項に規定する高度化基盤整備を行つうのに必要な当該施設の改良、造成又は取得（その利用に必要な特別の費用の支出及び権利の取得を含む。）に必要なもの（中小企業者に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。）

长期かつ低利の資金で、食品の製造等に必要な施設の改良、造成若しくは取得に必要なもの（当該施設が主務大臣の指定する事業の用に供されるものである場合には、当該施設の改良、造成又は取得に費用を支出して行うもの必要なものを含む。）又は食品の製造等に関する高度な新技術の研究開発若しくは利用（これらのために特に費用を支出して行うもの又は当該新技術の利用に関する権利を取得するものに限る。）に必要なものとして主務大臣の指定するもの（第五号、第七号、前号、次号、第十八号及び第二十号に定めるものを除き、中小企業者に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。）

十三 沖縄において、農林水産物のうちその競争力を特に強化すべきものとして主務大臣が沖縄県知事の意見を聴いて指定するものを原料若しくは材料として使用する製造若しくはその加工の事業又は当該農林水産物若しくはその加工品の流通若しくは販売の事業を営む者当該製造、加工、流通又は販売に必要な資金を編成する同条第一項に規定する認定事業再編事業者（中小企業者に限る。）農業の健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該認定事業再編計画に従つて事業再編を実施するために必要なものとして主務大臣の指定するもの（償還期限が十年を超えるものに限る。）

十四 沖縄において農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第十九条第二項に規定する認定事業再編計画に従つて事業再編を実施するための資金で、当該認定事業参入計画に従つて事業参入を実施する同条第一項に規定する認定事業参入事業者（中小企業者に限る。）農業の健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該認定事業参入計画に従つて事業参入を実施するための資金として主務大臣の指定するもの（償還期限が十年を超えるものに限る。）

十五 沖縄において農業競争力強化支援法第十二条第二項に規定する認定事業参入計画に従つて事業参入を実施する同条第一項に規定する認定事業参入事業者（中小企業者に限る。）農業の健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該認定事業参入計画に従つて事業参入を実施するための資金として主務大臣の指定するもの（償還期限が十年を超えるものに限る。）

十六 沖縄において農林水産物及び食品の輸出促進に関する法律（令和元年法律第五十七号。以下この号において「輸出促進法」といふ。）第四十条第一項第一号に規定する認定輸出事業を実施する輸出促進法第三十八条第一項に規定する認定輸出事業者であつて、次の一項に掲げる者に該当するもの（食料

の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該認定輸出事業を実施するために必要なものとして主務大臣の指定するもの（次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定めるものに限る。）

イ 中小企業者 その償還期限が十年を超える資金

ロ 輸出促進法第四十一条第一項第二号に掲げる者 その者が資本市場から調達することが困難な資金

十七 沖縄における指定地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設で農林漁業の振興に資するものを設置する者 当該施設の改良、造成又は取得その他当該施設の設置に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの（中 小企業者に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。）

十八 沖縄において製糖業又はパイナップル缶詰類の製造業を営む者 次に掲げる資金
イ 製糖業又はパイナップル缶詰類の製造業に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金

ロ 当該製糖業を営む者にあつては沖縄において製糖業を営む他の者との企業の合併（当該他の者からの事業の譲受けを含む。）に伴い、又は当該合併後に進行する合理化に伴い、又は当該パイナップル缶詰類の製造業を営む者にあつては沖縄においてパイナップル缶詰類の製造業を営む他の者との企業の合併（当該他の者からの事業の譲受けを含む。）に伴う合理化に必要な資金

十九 沖縄において獸医療法（平成四年法律第四十六号）第十四条第一項の認定を受けた者 畜産業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該認定に係る同項に規定する診療施設整備計画に従つて診療施設の整備を実施するために必要なものとして主務大臣の指定するもの（資本市場からの調達が困難なものに限る。）

二十 沖縄において水産動植物の加工業を営む者 水産動植物を原料又は材料として使用する製造又は加工に必要な施設の改良、造成又是取得に必要な資金

害復興住宅、地すべり等関連住宅又は合理的土地利用耐火建築物等の工事の審査、災害復興住宅の建設又は補修に付随する整地工事の審査及び宅地防災工事の審査
ロ 住宅関係貸付金に係る住宅、災害復興住宅又は合理的土地利用耐火建築物等の購入に必要な資金の貸付けに係るこれらの規模、規格等の審査
ハ 法第十九条第一項第四号及び法附則第五条第一項の規定による貸付金に係る工事の審査その他必要な調査及び審査
二 法第二十一条第一項の規定により同項に規定する特別の法律によつて設立された法人の行う貸付けの業務を受託した場合における当該業務の一
部の審査
前項第一号及び第三号に掲げる法人 前号及びロに掲げる業務
前項第二号に掲げる法人 住宅関係貸付金に係る住宅、災害復興住宅、地すべり等関連住宅又は合理的土地利用耐火建築物等の建設、購入又は改良に必要な資金の貸付けに係るこれらの構造方法に係る構造計算についての審査
イ 前項第四号に掲げる法人 次に掲げる業務
法第二十一条第一項の規定により独立行政法人住宅金融支援機構の行う独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第十三条第一項第一号又は第二号に規定する業務及びこれらに附帯する業務を受託した場合における次に掲げる業務
一 譲り受けた貸付債権に係る元利金の回収その他の回収に関する業務
二 (1) に規定する元利金の回収に関する業務を受託した場合における同表第一号から第五号までに規定する特定国民一般貸付債権、特定農林漁業資本債権及び特定中小企業債権並びに特定国民一般社債、特定農林漁業社債及び特定中小企業社債に係る元利金の回収その他回収に関する業務

立行政法人福社因癡機
第二章 公庫債券管

(受託業務に係る法人の範囲)
く。)
第六条 法第二十一条第一項に規定する特別の法律によつて設立された法人で政令で定めるものは、独立行政法人勤労者退職金共済機構及び独

四五六七八九公庫債券の利率
公庫債券の償還の利息の支払の方法
公庫債券の発行の上質等級等の見

方法及び期限
及び期限

限

一一二
第一回
古今圖書集成

庫債券の発行
庫債券の数

行の年月日
(社債等振替
公庫債券の
三項第一号

管法の規定の適用
数及び番号)

第十条の十 公庫債券

三 第七条の四第三項第一号から第六号まで
四 元利金の支払に関する事項

2 前項の利札の持人がこれと引換えに控除金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

(国外公庫債券の特例)

第七条の十一 国外公庫債券の発行、国外公庫債券に関する帳簿並びに欠けている利札のある国外公庫債券の償還及び当該利札の持人に対する支払については、第七条の三から前条までの規定にかかわらず、当該国外公庫債券の準拠規定に従うとするときは、公庫債券の募集日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 公庫債券の発行を必要とする理由

二 第七条の四第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三 公庫債券の募集の方法

四 公庫債券の発行に要する費用の概算額

五 第二号に掲げるもののほか、公庫債券に記載しようとする事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 作成しようとする公庫債券申込証

二 公庫債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面

三 公庫債券の引受けの見込みを記載した書面

第七条の十三 公庫は、法第二十七条第一項の規定により国外公庫債券の発行の認可を受けようとするときは、主務大臣の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該国外公庫債券の発行により調達する資金の使途

この政令は、公布の日から施行する。	附 則 (平成一六年五月二六日政令第一)
（施行期日）	三三号) 抄
この政令は、平成十年七月一日から施行する。	附 則 (平成一〇年六月二十四日政令第二)
（施行期日）	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。
（施行期日）	附 則 (平成一〇年一月二〇日政令第一)
（施行期日）	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。
（施行期日）	附 則 (平成一〇年三月三一日政令第一)
（施行期日）	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。
（施行期日）	附 則 (平成一一年三月三一日政令第一)
（施行期日）	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。
（施行期日）	附 則 (平成一一年九月三日政令第二)
（施行期日）	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、雇用・能力開発機構法（以下「法」という。）の一部の施行の日（平成十一年四月一日）から施行する。
（施行期日）	附 則 (平成一一年九月二〇日政令第二)
（施行期日）	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。
（施行期日）	附 則 (平成一一年九月二〇日政令第二)
（施行期日）	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、雇用・能力開発機構法（以下「法」という。）の一部の施行の日（平成十一年九月一日）から施行する。
（施行期日）	附 則 (平成一一年九月二九日政令第三)
（施行期日）	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。
（施行期日）	附 則 (平成一一年一〇月二九日政令第三)
（施行期日）	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
（施行期日）	附 則 (平成一一年一〇月二九日政令第三)
（施行期日）	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
（施行期日）	附 則 (平成一一年一〇月二九日政令第三)
（施行期日）	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
（施行期日）	附 則 (平成一一年一〇月二九日政令第三)
（施行期日）	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
（施行期日）	附 則 (平成一一年一〇月二九日政令第三)
（施行期日）	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。
（施行期日）	附 則 (平成一三年七月二三日政令第一)
（施行期日）	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
（施行期日）	附 則 (平成一三年六月二三日政令第三)
（施行期日）	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十七号）の施行の日（平成十二年六月二十六日）から施行する。
（施行期日）	附 則 (平成一三年九月五日政令第二)
（施行期日）	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。
（施行期日）	附 則 (平成一四年一月一七日政令第四)
（施行期日）	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、平成十三年八月一日から施行する。
（施行期日）	附 則 (平成一四年九月一三日政令第四)
（施行期日）	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。
（施行期日）	附 則 (平成一四年六月二十五日政令第二)
（施行期日）	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、平成十四年七月一日から施行する。
（施行期日）	附 則 (平成一五年三月二八日政令第一)
（施行期日）	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。
（施行期日）	附 則 (平成一五年六月一一日政令第二)
（施行期日）	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（以下「整備法」という。）の施行の日（平成十七年八月一日）から施行する。
（施行期日）	附 則 (平成一七年七月二七日政令第二)
（施行期日）	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、公の日から施行する。
（施行期日）	附 則 (平成一八年三月三一日政令第一)
（施行期日）	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、平成十八年三月一日から施行する。
（施行期日）	附 則 (平成一八年三月三一日政令第一)
（施行期日）	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
（施行期日）	附 則 (平成一八年九月二二日政令第三)
（施行期日）	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び附則第三十七条から第五十九条までの規定は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。
（施行期日）	附 則 (平成一九年三月三〇日政令第一)
（施行期日）	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。
（施行期日）	附 則 (平成一九年三月三〇日政令第一)
（施行期日）	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第三十六条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。
（施行期日）	附 則 (平成一九年三月三〇日政令第一)
（施行期日）	（施行期日）
（施行期日）	第一条 この政令は、宅地造成等規制法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年九月三十日）から施行する。
（施行期日）	附 則 (平成一九年九月二二日政令第三)
（施行期日）	（施行期日）

<p>附 則 (平成二二年八月七日政令第一九 九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十一年八月十九日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年六月一〇日政令第一 六六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年七月二九日政令第二 三七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十三年十月二十日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成二五年一二月一三日政令第 三四三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年一月十八日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成二七年一月一五日政令第六 〇七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二七年四月一〇日政令第二 六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、改正法の施行の日(平成二十九年八月一日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成二七年一二月一六日政令第 四二一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二九年七月二八日政令第二 二九三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、改正法の施行の日(平成三十年十月二十二日)から施行する。</p> <p>附 則 (令和二年一二月一四日政令第三 七九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、令和三年一月一日から施行する。</p>	<p>附 則 (令和三年一〇月一九日政令第二 九〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、令和三年十一月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和四年三月三一日政令第一 七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和四年八月一〇日政令第二 九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和四年十月一日)から施行する。</p> <p>附 則 (令和四年一二月二三日政令第三 九三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日(令和五年五月二十六日)から施行する。</p> <p>附 則 (令和五年三月三〇日政令第一〇 六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和六年六月二六日政令第二 六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日(令和六年七月一日)から施行する。</p>	<p>附 則 (令和三年一〇月一九日政令第二 九〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、令和三年十一月一日から施行する。</p>
--	--	---